宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで 活力あるまちづくりの推進に関する条例に基づく県の意見案

届出者	大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田勝幸			
届出年月日	平成24年10月1日			
店舗名称	仙台市松森複合施設			
計画地	仙台市泉区松森字陣ケ原13-3 ほか			
	あり			
立地市町村意見	意見内容	設置者対応	県の考え	
	本施設は住宅地とバイとバイととがるといるという。本施設は住宅地とがるとがれるという。本語の一次の通りでは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次	交通渋滞等について は,交通解析を行い道路 管理者交通管理者と協議 を行い誘導看板等で適 な対応を行います。ま た,小学生,中学生 交通安全対策について は、各学校と連携を図 適切な対応を行います。	交通環境に関する部分は 条例の対象事項外であるた め,県の意見はなし。	
	駐車場,騒音,緑化等の計画,工事,開店後の運営について,関係法令及び条例を遵守し,関係機関との協議を行うなど,適切な配慮を行うこと。	今後届出を行う,大規 模小売店舗立地法におい て関係機関と協議を行い 適切に配慮します。	条例の対象事項外である ため, 県の意見はなし。	
	周辺住民への周知を適宜 行うとともに,住民より苦情,協議等の要望があった 場合には,説明会の開催 等,真摯に対応すること。	開発行為許可申請前の 住民への説明,大規模小 売店舗立地法での住民へ の説明等で計画内容等を 説明し,苦情要望等につ いて真摯に受け止め出来 得る限り対応します。	条例の対象事項外である ため, 県の意見はなし。	
	届出書「3 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために,必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。	地域貢献活動につい て, 町内会・学校等関係 機関と協議・連携し活動 項目の実現に向け対応し ます。	設置者が適切に対応。県 の意見はなし。	
隣接市町村意見	なし			
地域住民意見	なし			

	仙台市総合計画	計画に適合	
土地利用計画 との適合	国土利用計画	計画に適合	
	都市計画	計画に適合	
	中心市街地 活性化計画	計画に適合	
	農業振興地域 調整計画	計画に適合	
	森林整備計画	計画に適合	
基本方針との適合	基本的な方向	適合・ 不適合	理由
	集約型の まちづくり	概ね適合	立地誘導地域には当たらないが、新設予定地は既に 周辺が住宅地として開発済みであり、予定地は従前から商業施設として利用されていた土地にあたるため、 新たに都市の拡大を引き起こす恐れは低いと判断される。
	社会資本の 有効活用	適合	従前から商業施設として利用されていた遊休地の利用であるため,既存の社会資本は整備済みであり,新たなインフラ整備は最低限度に抑えられる。
	歩いて暮らせる まちづくり	適合	生活に身近な機能を有する商業施設が立地することにより、周辺住民にとっての利便性が高まり、暮らしやすい環境が整備される。
	だれもが移動 しやすい交通 サービス	不適合	予定地の最寄りのバス停は一日2本しかないために、基本的には自動車・徒歩等での来店が想定されることから、交通弱者の方々への配慮の点では課題が残る。 しかし、設置者側でタクシー乗り場を設けることを計画するなど、交通弱者の方々への配慮の姿勢がみられる。
	個性と活力ある まちづくり	適合	地域の各種イベントの参加が予定されており,地域 の新たなにぎわいの創出につながると考えられる。地 域との交流を通じ,地域の魅力向上が期待される。
	住民参加・協働のまちづくり	適合	地域行事や防災防犯対策への協力,交通安全対策の 実施等が地域貢献活動計画に盛り込まれており,地域 の安全安心に寄与するものと考えられる。
	環境にやさしい まちづくり	適合	既存の遊休地を利用することにより新たな土地開発 による負担は軽減できると考えられる。

県の意見案

県の意見なし

各土地利用計画には適合しており、立地市町村の意見にも適切に対応していると考えられる。 基本方針についても交通アクセスの面を除いて概ね適合しており、交通アクセスにおいて自動車を利用できない方々に配慮し、タクシー乗り場を設けるなどの対応を計画しており、歩いて暮らせるまちづくりに向けた姿勢が見られる。